

第1編 序論

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

【地域福祉推進の背景】

我が国を取り巻く状況をみると、かつての伝統的な家庭や地域の相互扶助機能は弱体化し、地域住民相互の社会的なつながりも希薄化するなど地域社会は変化しつつあります。これに少子高齢社会の到来、経済産業の停滞などが進行しています。

このため、高齢者、障害者などの生活上の支援を要する人々は一層厳しい状況におかれているほか、青少年や中年層においても生活不安とストレスが増大するなど、自殺やホームレス、家庭内暴力、虐待、ひきこもりなどが社会問題となっています。

他方で、ボランティアやNPOなどの活動が活発化し、社会福祉を通じて新たなコミュニティ形成を図る動きも顕著となっています。

様々な相矛盾する社会状況の中で、市町村を中心とする福祉行政の役割は重要となっており、合わせて地域住民の自主的な助け合いなどの意義も益々大きくなっています。

新型コロナウイルス感染症による感染拡大を受け、小川町においてもすべての分野で大きな影響が生じました。地域福祉の分野においても、「新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮した地域住民等による福祉活動・ボランティア活動の進め方」（全社協、令和2（2020）年7月）等をふまえた実践が求められています。

地域福祉を担い、支えていくのはすべての町民であり、町民生活の安心と幸せを実現するためには、自立した個人が地域住民としてのつながりを持ち、思いやりを持ってともに支え合い、助け合うという、ともに生きるまちづくりの精神が育まれ活かされることが不可欠です。

ともに生きるまちづくりの精神を発揮し、人々が手を携えて、生活の拠点である地域に根ざして助け合い、生活者としてそれぞれの地域で誰もがその人らしい安心で充実した生活が送れるような地域社会を基盤とした福祉（地域福祉）の推進に努めることが求められています。

平成30年4月の改正社会福祉法の施行により、地域福祉計画の策定は任意のものから努力義務化され、さらに地域共生社会の実現に向け地域における支え合いの仕組みづくりをより一層推進することが求められることとなりました。

令和3（2021）年4月には包括的な支援体制の整備のため改正社会福祉法の施行が予定されており、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業が創設されます。（詳細は、29ページ参照）

小川町では、地域福祉計画をはじめとした福祉関連経過により、包括的な支援体制整備に係る取組を推進します。

■地域共生社会



資料：厚生労働省ホームページより

【小川町地域福祉の基本的な考え方】

近年小川町においても、少子高齢化や地域のコミュニケーション不足、家族間の絆の希薄化、社会状況の変化等による地域課題が増えてきています。本計画策定にかかる地区懇談会においても、多くの課題とその取組事例が報告されました。これらの課題を抱えている地域は何らかの解決に向けて、町や社会福祉協議会、その他の団体や地域住民と協働して考え、取り組んでいく必要があります。

【地域福祉計画の策定】

地域福祉推進の主体は「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者」の三者であり、地域福祉を推進することの目的は、これらの主体が相互に協力し合うことにより「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるようにすること」です。こうした地域福祉推進のための方策として「地域福祉計画」を策定するものです。

地域福祉計画に盛り込むべき事項は、社会福祉法上、

- (1) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、
- (2) 地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項、
- (3) 地域福祉に関する活動への町民の参加に関する事項

の3つが掲げられており、本計画では、これら3つの事項についてその趣旨を斟酌し具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を加えて計画を策定します。

なお、地域福祉計画の策定については、平成30年4月の社会福祉法の一部改正により、任意とされていたものが努力義務とされました。さらに、「地域における高齢者の福祉、障害者の

福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられることになりました。

■社会福祉法

第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第1項各号※に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

【地域福祉活動計画の策定】

社会福祉協議会が中心となって策定する「地域福祉活動計画」は、町民等の福祉活動計画として地域福祉の推進を目指すものであることから、地域福祉計画とその内容を一部共有したり、地域福祉計画を実現するための具体的な施策を盛り込んだりする等、相互に連携を図ることが必要であるため、地域福祉計画と一体的に策定します。

【成年後見制度利用促進基本計画の策定】

認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより、財産の管理や日常生活等に支障がある人を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資することです。しかし、成年後見制度はこれらの人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていません。

このため、成年後見制度の利用の促進に関する法律が平成 28（2016）年 4 月 15 日に公布、同年 5 月 13 日に施行されました。同法により成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとされ、平成 29（2017）年 3 月 24 日に成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されました。

本町においても、同法第 14 条に規定する小川町成年後見制度利用促進基本計画を地域福祉計画と一体的に策定します。

■成年後見制度の利用の促進に関する法律

（市町村の講ずる措置）

第 14 条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

2 計画の位置づけ

小川町地域福祉計画は、町の上位計画である「小川町総合振興計画」の福祉分野における個別計画であり、計画の推進にあたっては関連計画と連携を図ります。

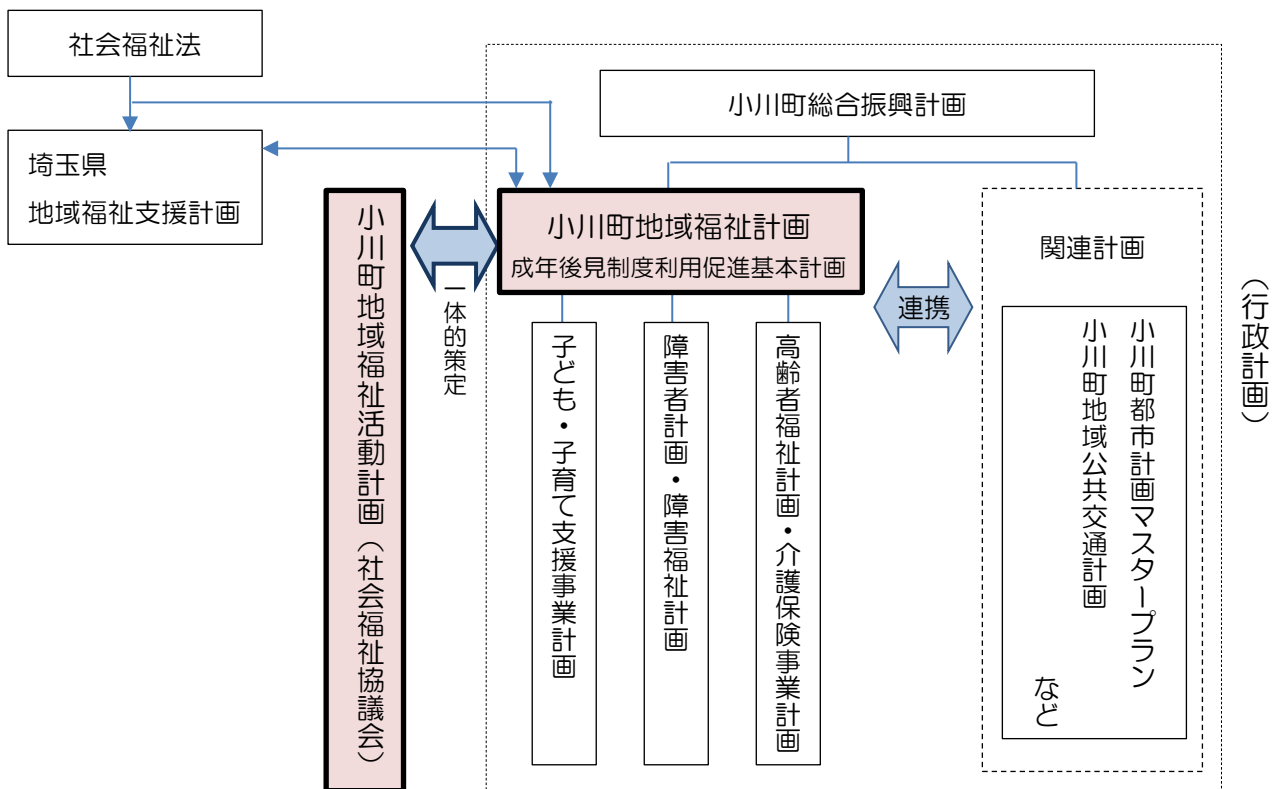
また、地域福祉計画は、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画など、福祉分野の関連計画の共通事項における上位計画として整合を図ります。

さらに、小川町社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と一体的に策定し、地域福祉の推進を図ります。

計画の策定、推進にあたっては、国の制度等をふまえるとともに、埼玉県地域福祉支援計画等と連携を図ります。

なお、今回から成年後見制度利用促進基本計画と一体的に策定し、成年後見制度の利用促進を図ります。

図 関連する計画



■小川町第5次総合振興計画後期基本計画における「地域福祉」の位置づけ

＜基本方針＞

町民が理解し合い、尊重し合う地域社会の実現に向け、社会福祉協議会を中心に人にやさしい地域づくりを目指します。

地域の中で支援を必要とする方を、近隣の様々な役割の方が多角的に支える体制「人的インフラ」を構築することによって、安心して生活できる暮らしやすいまちを目指し、ノーマライゼーションの理念の普及を図るとともに、支え合いのまちづくりを推進します。

■小川町第5次総合振興計画後期基本計画における「SDGs」の位置づけ

総合振興計画では、平成 27（2015）年9月の国連サミットで採択された SDGs（Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称、目標 2030 年）を取り入れ、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すまちづくりを進めています。この考え方をふまえ、地域福祉においても持続可能なまちづくりを推進します。

＜地域福祉が貢献するゴール＞

 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>①貧困</p> <p>●あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>③保健</p> <p>●あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>⑪都市</p> <p>●包摂的で安全かつ強靱で持続可能な人間居住を実現する</p>
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>⑯平和</p> <p>●持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
 <p>17 パートナシップで目標を達成しよう</p>	<p>⑰実施手段</p> <p>●持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>

出典：国連広報センター

3 計画の期間

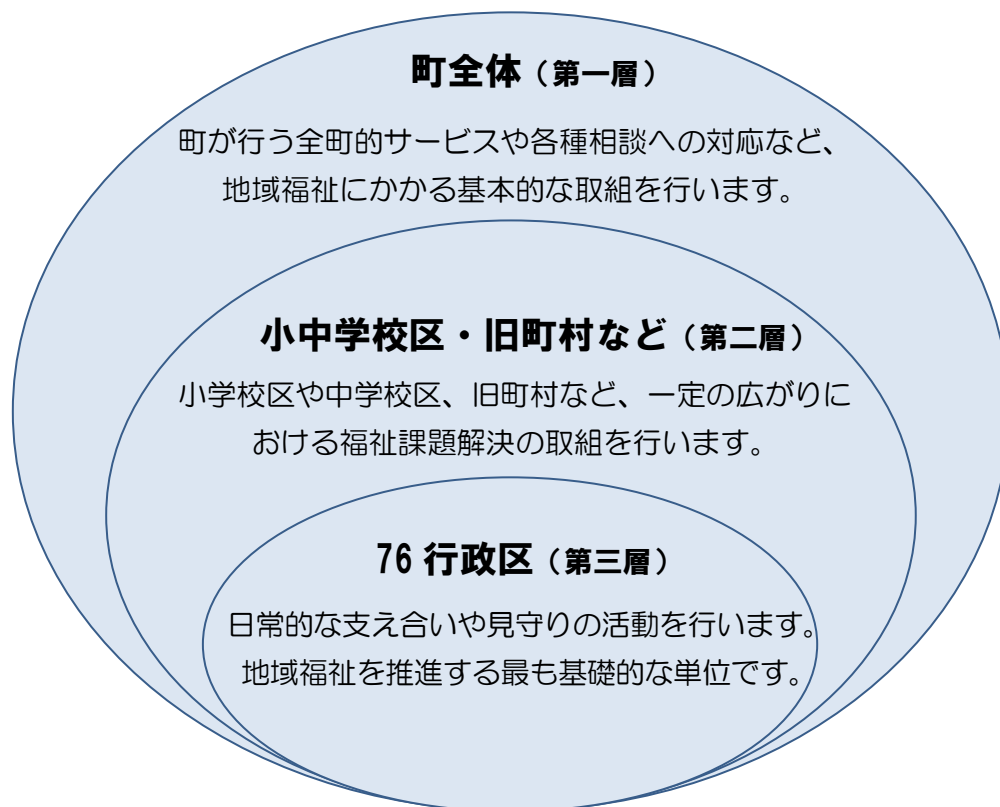
小川町第2次地域福祉計画・小川町第2次地域福祉活動計画の計画期間は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とします。

なお、小川町成年後見制度利用促進基本計画についても、同様の計画期間（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）とします。

4 地域福祉の圏域

76 の行政区を最小の単位とし、小中学校区や旧町村を単位とした中間の圏域、そして町全体の、3層に分けて地域福祉の推進を図ります。

地域福祉圏域



注) 町全体を一つの圏域に設定している計画は、介護保険事業計画（日常生活圏域）や子ども・子育て支援事業計画（教育・保育提供区域）などがあります。

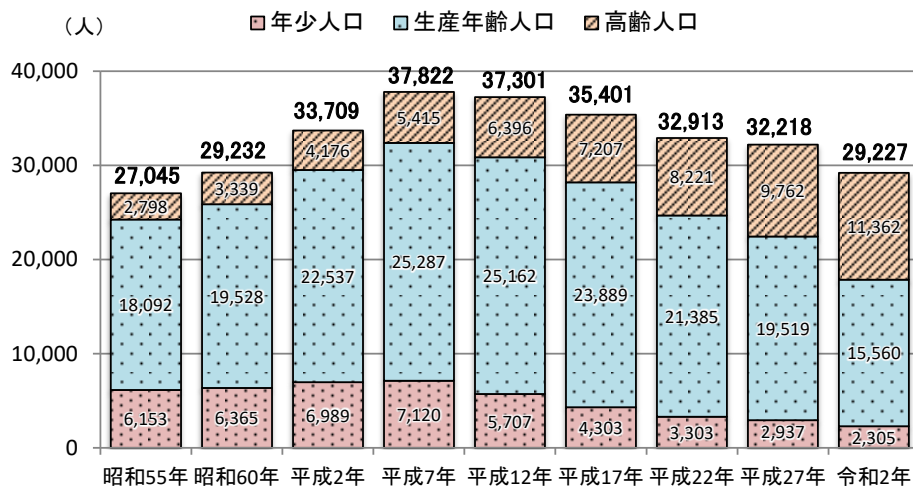
第2章 地域福祉等にかかる小川町の現状

1 小川町の現状

(1) 人口と世帯

小川町の人口（国勢調査）は、平成7（1995）年の37,822人をピークに減少に転じ、平成27（2015）年には32,218人になっています（令和2（2020）年は29,227人）。長期的にはこのまま減少傾向で推移し、35年後には現在の半分以下になると見込まれます。

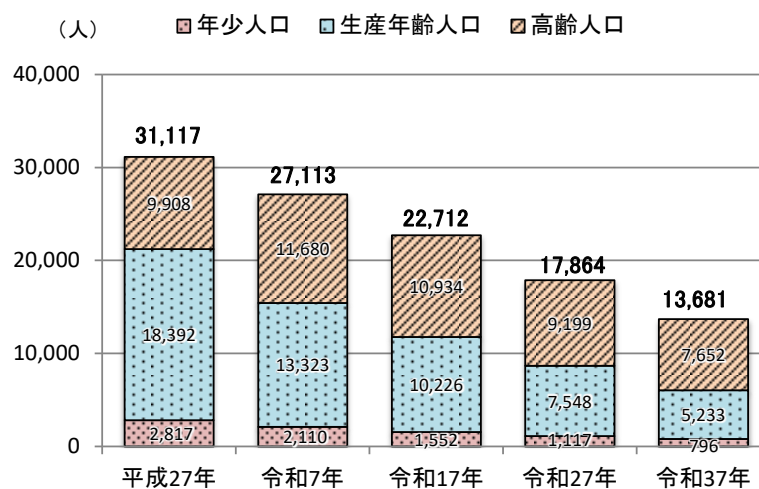
図 総人口・年齢3区分別人口の推移



※年少人口0～14歳、生産年齢人口15～64歳、高齢人口65歳以上

資料：国勢調査、令和2年は住民基本台帳（10月1日）

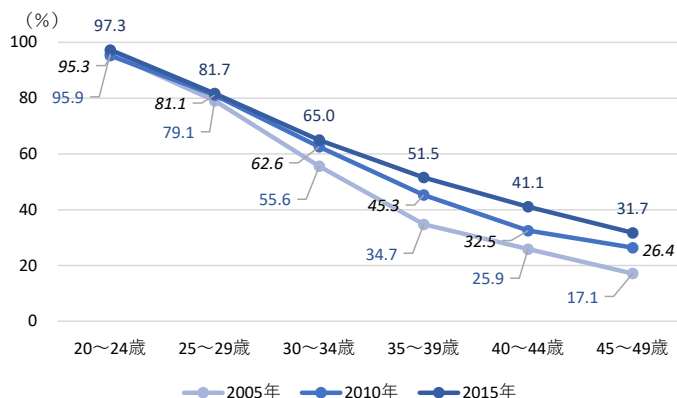
図 総人口・年齢3区分別人口の将来見通し



資料：国立社会保障・人口問題研究所

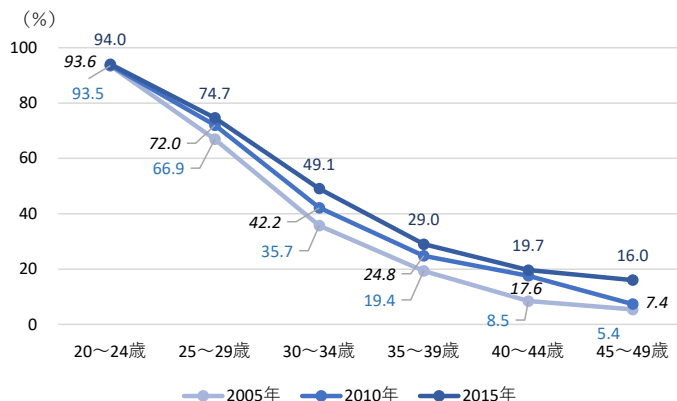
未婚率をみると、男女とも年々増加しており、それぞれ年代別にみても増加傾向にあります。地区別の人口をみると、小川地区が10,602人で最も多く、竹沢地区が2,734人で最も少なくなっています。

図 年齢別未婚率の推移（男性）



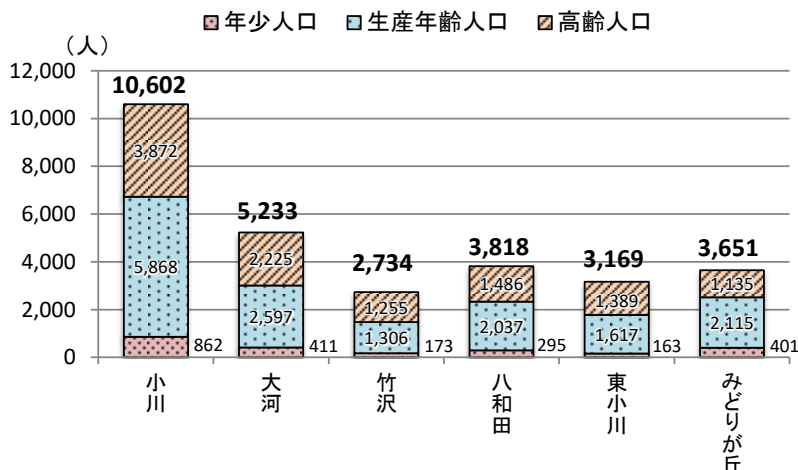
資料：国勢調査

図 年齢別未婚率の推移（女性）



資料：国勢調査

図 地区別年齢別人口

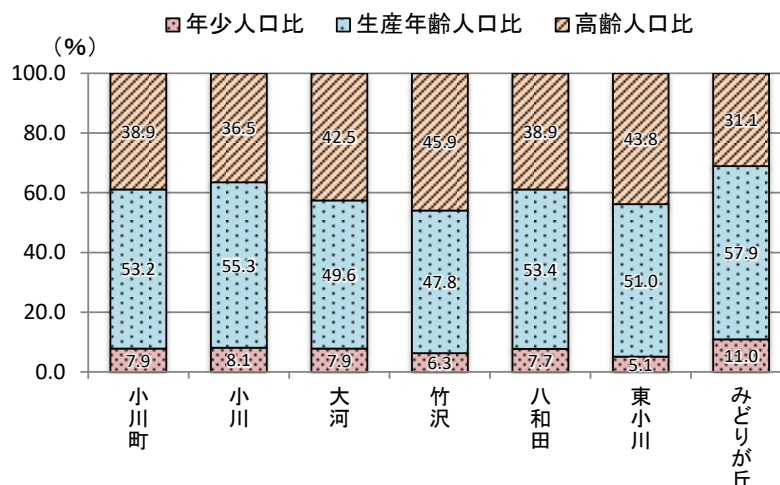


資料：住民基本台帳（令和2年10月1日現在）

地区別に高齢化（65歳以上）の状況をみると、竹沢地区（45.9%）と東小川地区（43.8%）、大河地区（42.5%）で40%を超えており、後期高齢者（75歳以上）の割合では竹沢地区と大河地区で20%を超えています（それぞれ23.0%、22.1%）。

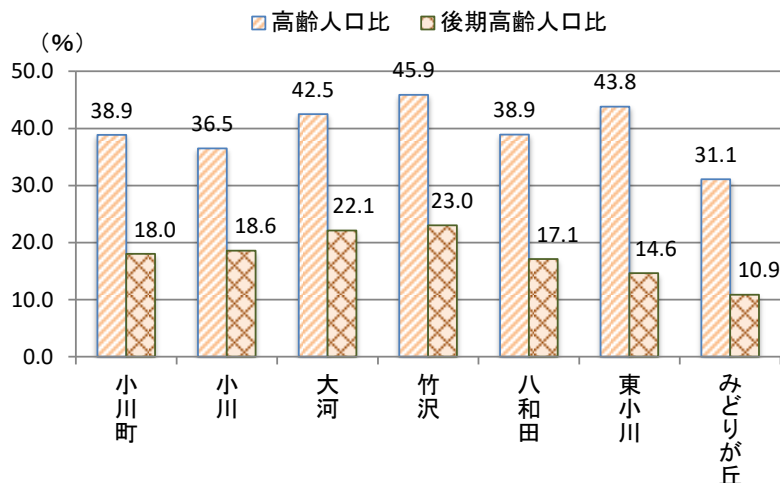
一方、比較的新しく開発されたみどりが丘地区の高齢化率は31.1%と比較的低くなっていますが、急速な高齢化が進行しています。

図 地区別年齢別人口構成



資料：住民基本台帳（令和2年10月1日現在）

図 地区別高齢化率



資料：住民基本台帳（令和2年10月1日現在）

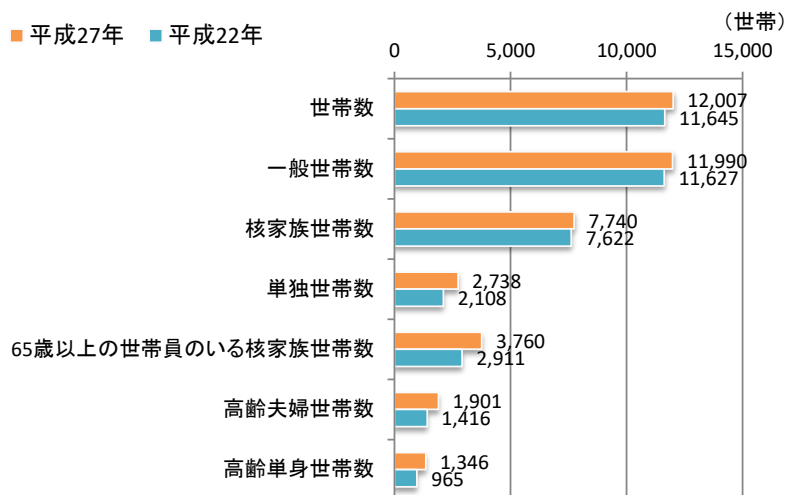
注) 高齢人口比 65歳以上人口／総人口

注) 後期高齢人口比 75歳以上人口／総人口

世帯数は平成 27（2015）年時点で 12,007 世帯であり、うち単独世帯数は 2,738 世帯（22.8%）となっています。

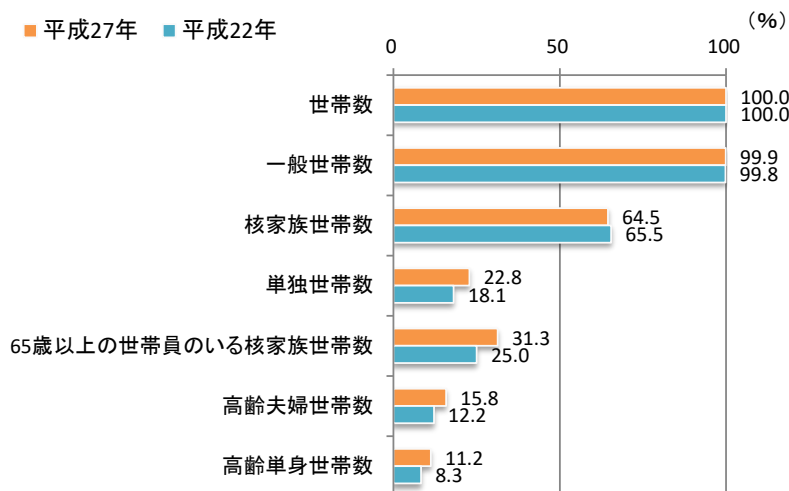
高齢者世帯についてみると、65 歳以上の世帯員のいる核家族世帯数は 3,760 世帯（全世帯数の 31.3%）、高齢夫婦世帯数が 1,901 世帯（同 15.8%）、高齢単身世帯数が 1,346 世帯（同 11.2%）となっており、平成 22（2010）年からいずれも増加しています。

図 世帯数



資料：国勢調査

図 世帯構成比



資料：国勢調査

注)

核家族世帯：親族のみの世帯のうち、(1)夫婦のみの世帯、(2)夫婦と子どもから成る世帯、(3)男親と子どもから成る世帯、(4)女親と子どもから成る世帯

単独世帯：世帯人員が一人の世帯

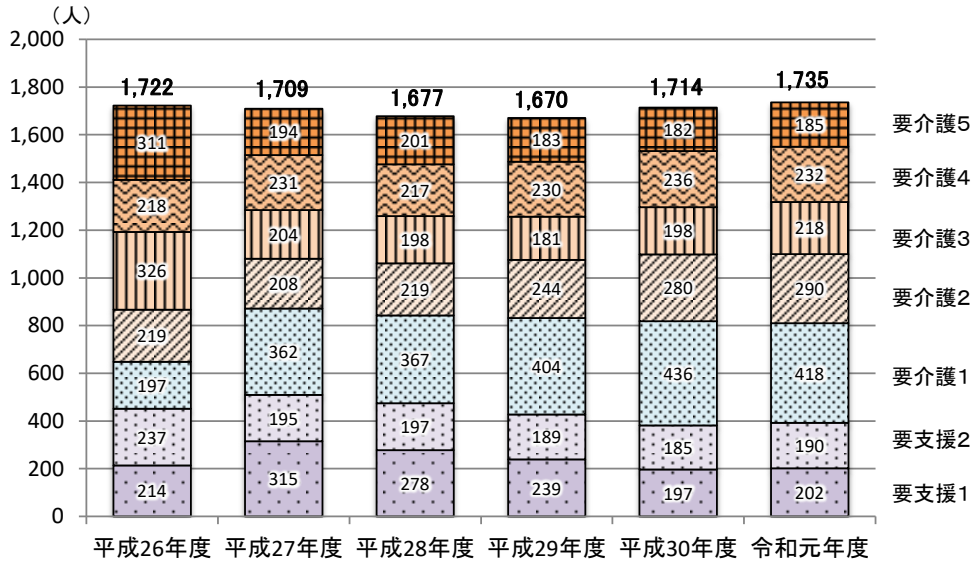
高齢夫婦世帯：夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦一組のみの世帯

なお、世帯数には、核家族世帯や単独世帯のほか、三世帯世帯、施設等の世帯が含まれます。

(2) 介護認定の状況

高齢化が進行する中で、介護保険制度の安定した運営が求められますが、介護認定の状況を見ると、近年、要介護高齢者の増加傾向が伺えます。要支援・要介護に認定された高齢者は、令和元年度で1,735人となっており、平成29年度と比べると65人増加しています。

図 要介護・要支援認定者の推移

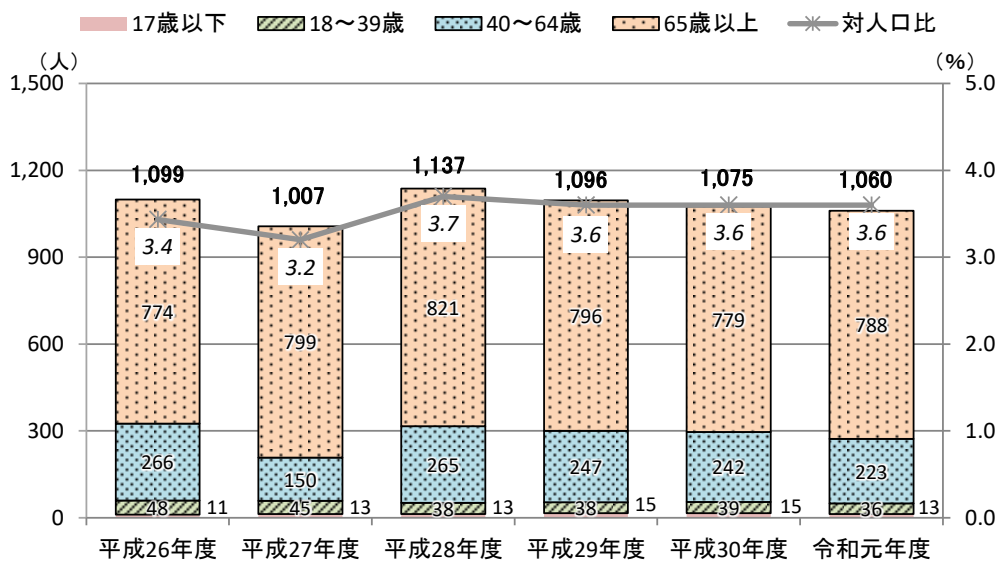


資料：長生き支援課

(3) 障害者手帳の交付状況

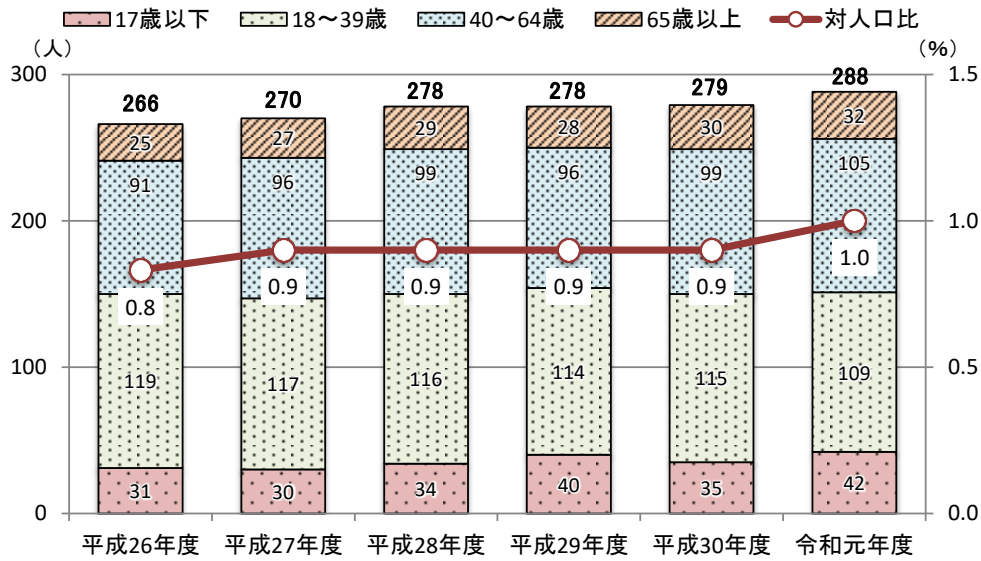
障害者手帳の所持（交付）状況から障害者数の動向をみると、身体障害者数は横ばいないしは緩やかな減少傾向にあり、知的障害者（療育手帳所持者）数は横ばいから微増傾向に、精神障害者数は平成28（2016）年度以降増加傾向にあります。

図 年齢別身体障害者手帳所持者数の推移



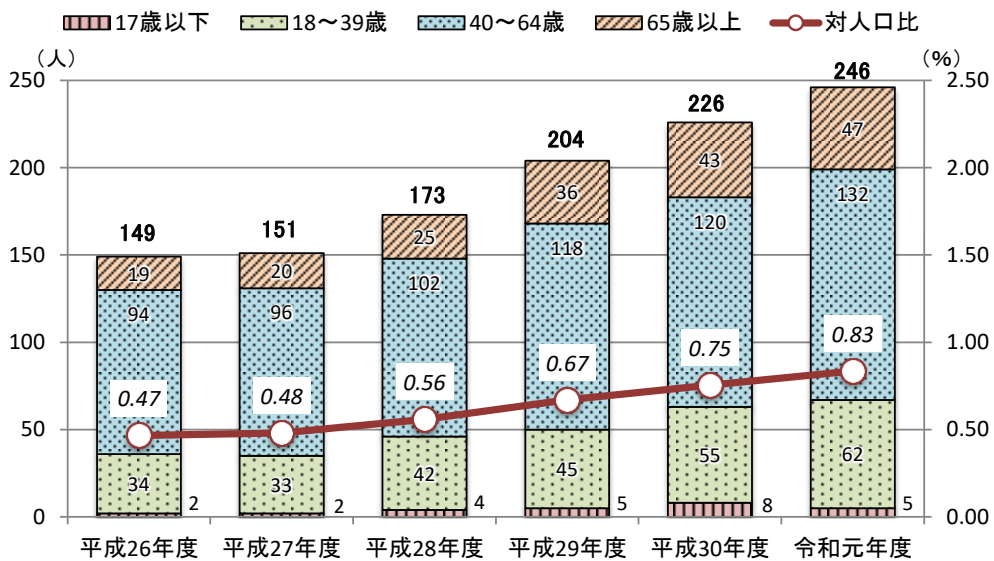
資料：健康福祉課

図 年齢別療育手帳所持者数の推移



資料：健康福祉課

図 年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



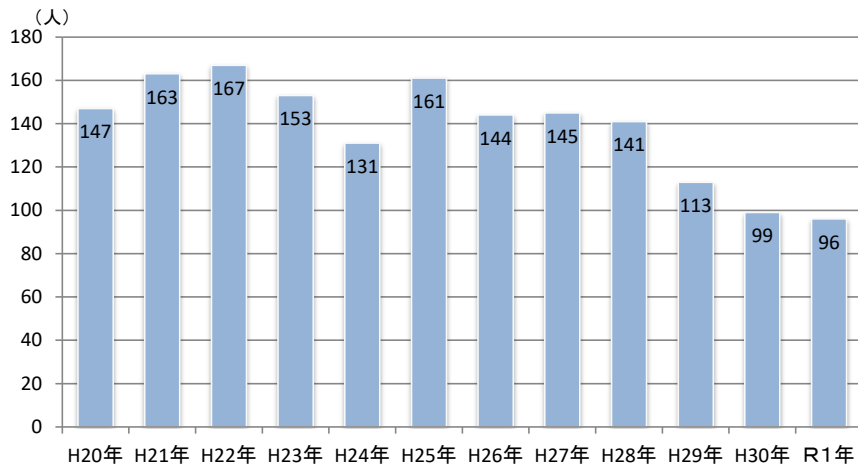
資料：健康福祉課

(4) 出生数・合計特殊出生率の推移

出生数は、令和元年で96人となっており、平成22(2010)年以降、減少傾向で推移しています。

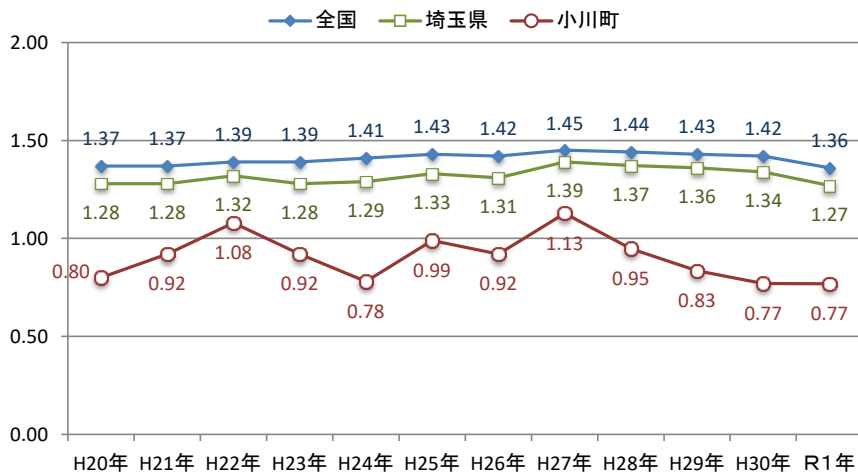
合計特殊出生率は、人口が増えも減りもせず一定となる出生の水準である人口置換水準の2.07を大幅に下回る水準で推移しており、国や埼玉県と比べても低く、近年では1.0を下回って推移しています。

図 出生数の推移



資料：埼玉県保健医療部保健医療政策課

図 合計特殊出生率の推移

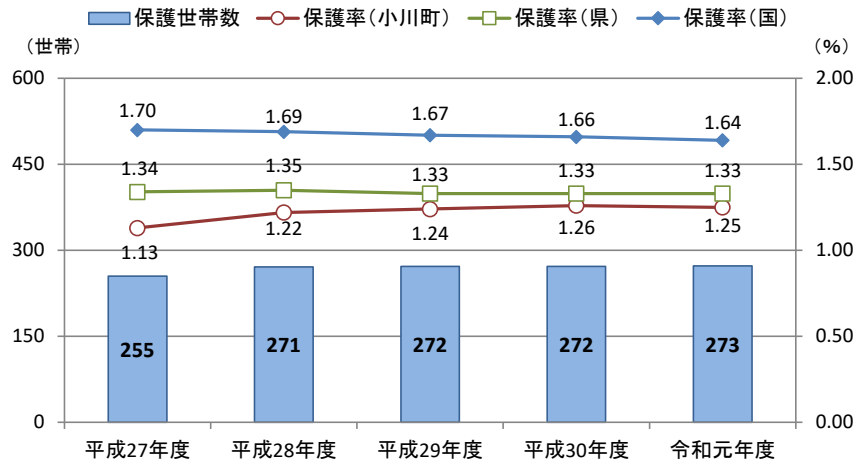


資料：埼玉県保健医療部保健医療政策課

(5) 生活保護の状況

生活保護世帯数は、近年横ばい傾向で推移しており、令和元年度は 273 世帯となっています。生活保護率（人口比）をみると、1.25%であり、埼玉県の 1.33%、国の 1.64%と比べて低い水準となっています。

図 生活保護の推移



資料：埼玉県西部福祉事務所

(6) 成年後見制度の利用状況

成年後見制度の利用が必要な状況であるにもかかわらず、身近に申し立てる親族がない、申立経費や後見人の報酬を負担できないなど、様々な理由で利用できない場合は、町長が申し立てをします。年間1～2件の利用があり、令和元年は1件でした。

図 町長申立による成年後見制度利用数の推移 (件)

対象者	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
障害者			1	1	
高齢者	1	1	1	1	1
計	1	1	2	2	1

資料：健康福祉課

2 社会福祉協議会の現状

市町村社会福祉協議会とは、社会福祉法に地域福祉の推進を図ることを目的とする団体と規定されています。

小川町社会福祉協議会は、平成元（1989）年に設立され「近隣たすけあい活動推進事業」「敬老等事業」「ふれあい・いきいきサロン事業」「介護予防事業はつらつクラブ」「地域支え合いサービス事業」「地域福祉委員設置事業」など様々な地域福祉事業を実施しています。また、地域包括支援センターも運営しており、介護予防支援、認知症サポーター養成等の事業も実施しています。

これらの事業は、地域住民の参加・協力をいただいて、長年にわたり実施されており、例え高齢であったり、障害があってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう事業を展開してきました。

これまでの取組をさらに充実させることにより、地域において人が人を支える体制、困った時は助けてもらえるという安心感が基盤となるよう、そうした体制を「人的インフラ」として構築を目指し事業を進めていきます。

（１）地域福祉事業

支部社会福祉協議会事業

近隣たすけあい活動推進事業

小川町福祉まつり開催

小川町福祉大会開催

地域福祉委員制度

物品・車いす貸出

福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）

福祉有償旅客運送事業（移送サービス）

地域支え合いサービス事業

（２）高齢者福祉事業

敬老等事業

ぴっかり千両体操（小川町オリジナル介護予防体操）

元気食事券支給事業

介護予防事業はつらつクラブ

ふれあい・いきいきサロン

（３）障害者福祉事業

重度障害者慰問事業

小川町障害者レク・スポーツ交流会事業

障害者福祉サービス訪問介護事業所

障害者相談支援事業所「どんぐり」

障害者福祉サービス生活介護事業所「けやき」



傾聴ボランティア養成講座



福祉まつり



地域支え合いサービス



障害者レク・スポーツ交流会

(4) 児童福祉事業

福祉協力校指定事業

(5) 生活困窮者自立支援事業

生活福祉資金貸付事業

(6) 団体事務局

老人クラブ連合会／身体障害者福祉会／
手をつなぐ育成会／母子福祉会／
赤十字奉仕団／遺族会

(7) ボランティアセンター

登録ボランティア紹介
ボランティア保険
夏のボランティア体験プログラム
福祉教育
災害ボランティアセンター



ぴっかり千両体操講習会



赤十字奉仕団炊き出し訓練



災害ボランティアセンター立ち上げ訓練

小川町 **ぴっかり千両体操** (立った運動)

小川町

ぴっかり千両体操

千両

(立った運動)

♪ 前奏 ♪



- 音楽を聴く (8呼吸)
- 両手を上げる (8呼吸)
- 伸びる (8呼吸)
- 両手を降ろす (8呼吸)

- 肘を曲げ腕を振りリズムをとる (8呼吸)

1. 朝ざり晴れた乳首山に茂る緑は山の幸



- 腕を前から横へ広げ腕を開く (4呼吸)
- 腕を降ろす (4呼吸)
- もう一度繰り返す

里に伐り出しゃ 建具の本場



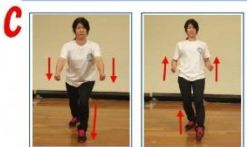
- 右足を1歩引きながら体をひねり腕を下から回す (4呼吸)
- 左側も同様
- もう一度繰り返す

今日も早よから木こり唄

千両

ぴっかり千両でぴっかり千両の山の町

♪ 間奏 ♪



- 右足を一步前出し前膝し紙すき動作を凝縮し手を伸ばす (2呼吸)
- 重心を後ろにかけ手を引き戻す (2呼吸)
- もう一度繰り返す



- 右足から3回 大きくももを上げて足を踏みながら、手はグー・パーしながら腕を下、中央、上と動かす (8呼吸)
- 左から同様 (8呼吸)



- 右足を横へ踏み込み、重心をかけ、もどす (4呼吸)
- 左足も同様 (4呼吸)
- もう一度繰り返す
- 肘を曲げ腕を振りながらリズムをとる (8呼吸)

2. 俺が桑畑 黄金がみのる
桑値盛り 食いざかり

3. 色は七いろ 七夕色紙
茶ちり障子の紙の町

4. 腕に自慢の上げ鉢巻で庫の
若衆は勇み肌

♪ 終奏 ♪



- 右手を前に押し出してもどす (4呼吸)
- 左も同様 (4呼吸)
- もう一度繰り返す

B~Eを行う



- 右手をねじりながら横へ出し、もどす (8呼吸)
- 左も同様 (4呼吸)
- もう一度繰り返す

B~Eを行う



- 右手を下から回し、腕の横で力こぶをつくる (4呼吸)
- 左も同様 (4呼吸)
- もう一度繰り返す

B~Dを行う



- 4回拍手して両手を上げる (8呼吸)

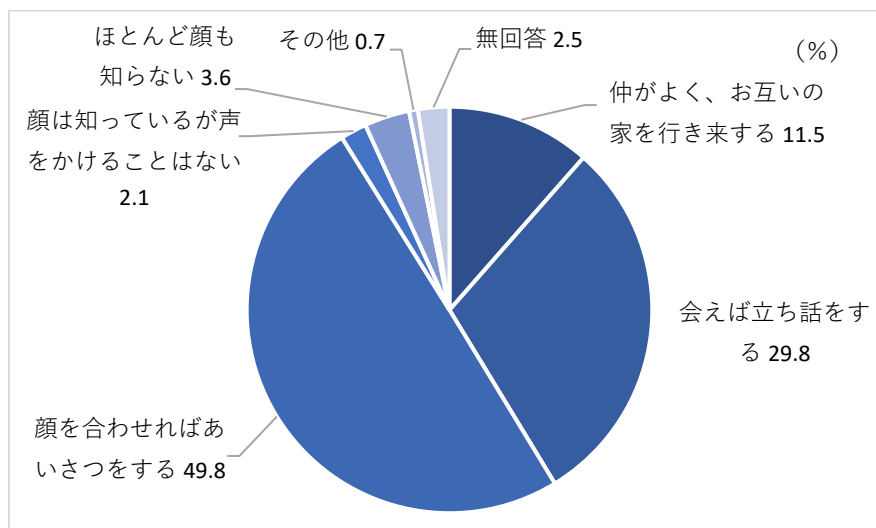
3 町民の意向 ～アンケート調査～

調査対象：町内に在住する20歳以上の男女 調査期間：令和元（2019）年11月～12月
対象者数：2,000人 有効回収数：866人 有効回収率：43.3%
グラフの右上等に「N＝」とあるのは、当該設問の有効回答者数を表します。

（1）近所付き合い

問1 あなたは、地域の人とどのような付き合いをしていますか。（1つに○）

N=866

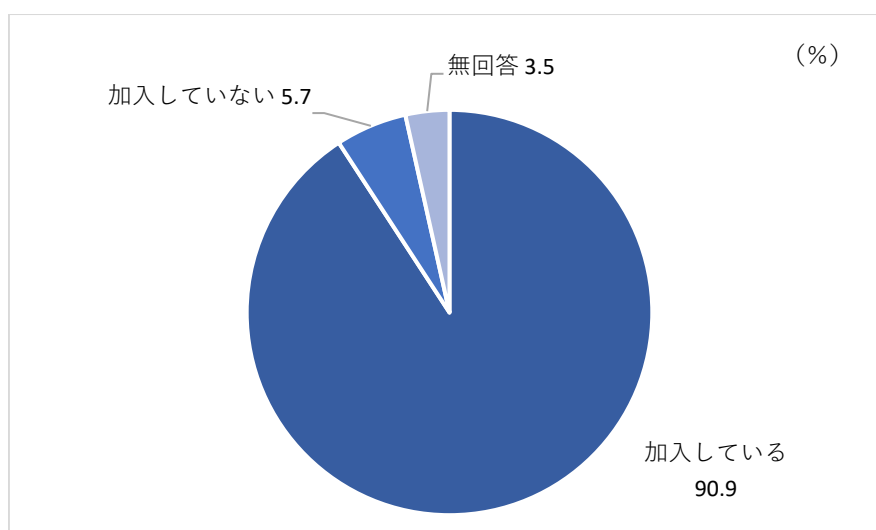


近所付き合いの程度については、「仲がよく、お互いの家を行き来する」が11.5%、「会えば立ち話をする」が29.8%となっています。また、「顔を合わせればあいさつをする」が49.8%です。

（2）町内会・自治会への加入

問2 あなたの家では町内会・自治会に加入していますか。（1つに○）

N=866

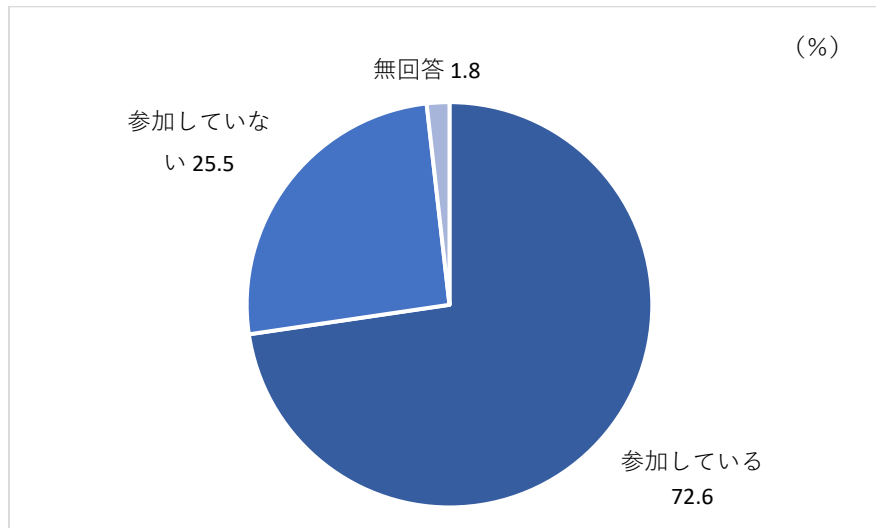


町内会・自治会へは、「加入している」が90.9%、「加入していない」が5.7%です。

(3) 地域活動への参加

問3 あなたは地域活動に参加していますか。(1つに〇)

N=866

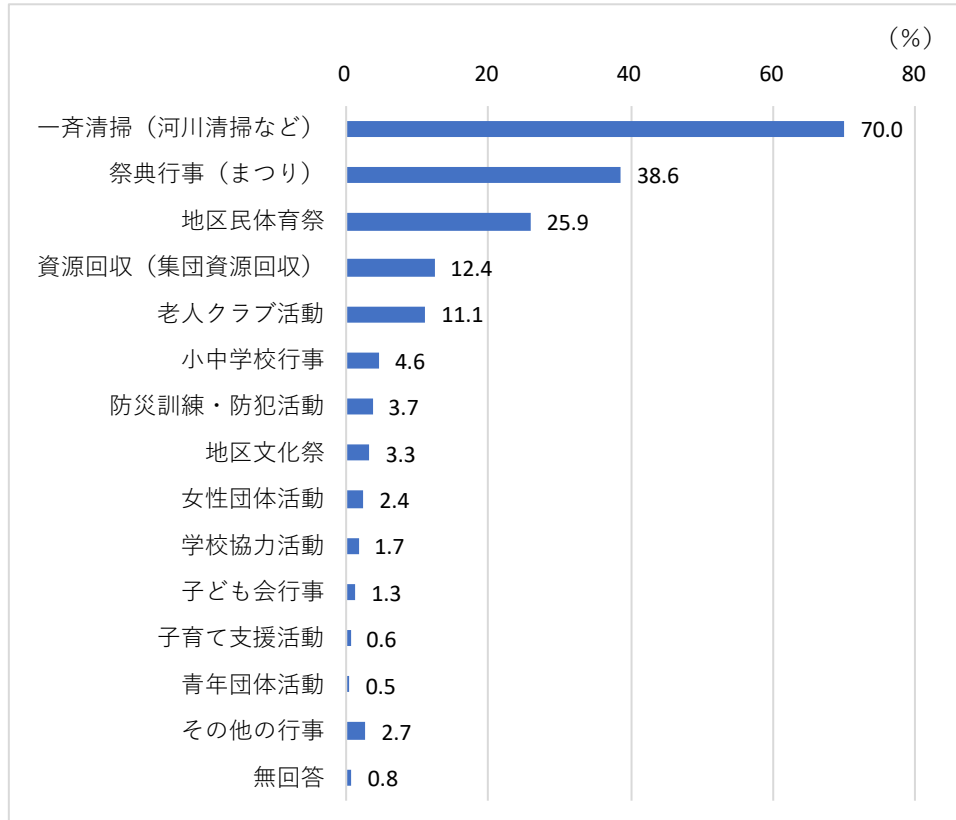


地域活動へは「参加している」が72.6%、「参加していない」が25.5%となっています。

(3) 参加している地域活動

問3-1 【問3で「1」とお答えの方】参加している地域活動は何ですか。

N=629



参加している地域活動は、「一斉清掃 (河川清掃など)」が70.0%、「祭典行事 (まつり)」が38.6%、「地区民体育祭」が25.9%などとなっています。

(5) 参加していない理由

問3-2 【問3で「2」とお答えの方】参加していない理由は何ですか。

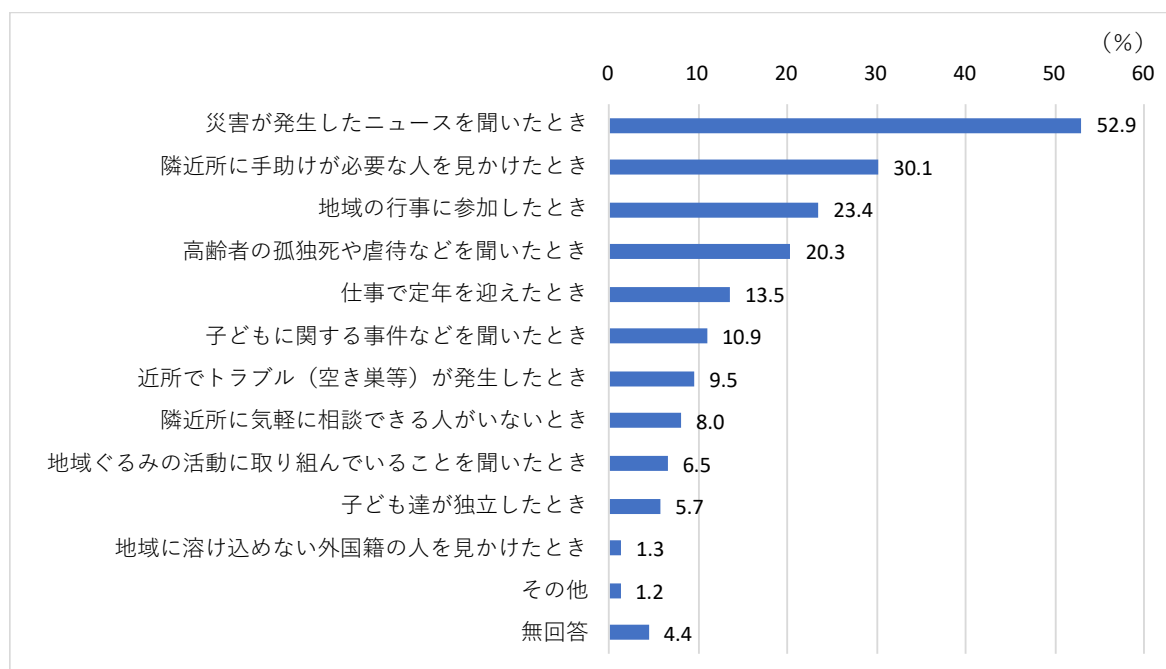
N=221

地区活動に参加していない理由は、「仕事を持っているので時間がない」が45.7%、「健康や体力に自信がない」が28.1%、「興味のもてる活動が見つからない」が19.5%、「どのような活動があるのか地域活動に関する情報がない」が14.9%などとなっています。

(6) 地域との関わりの必要性を感じる時

問4 あなたは、どのようなときに地域との関わりの必要性を感じますか。(主なものを2つに○)

N=866

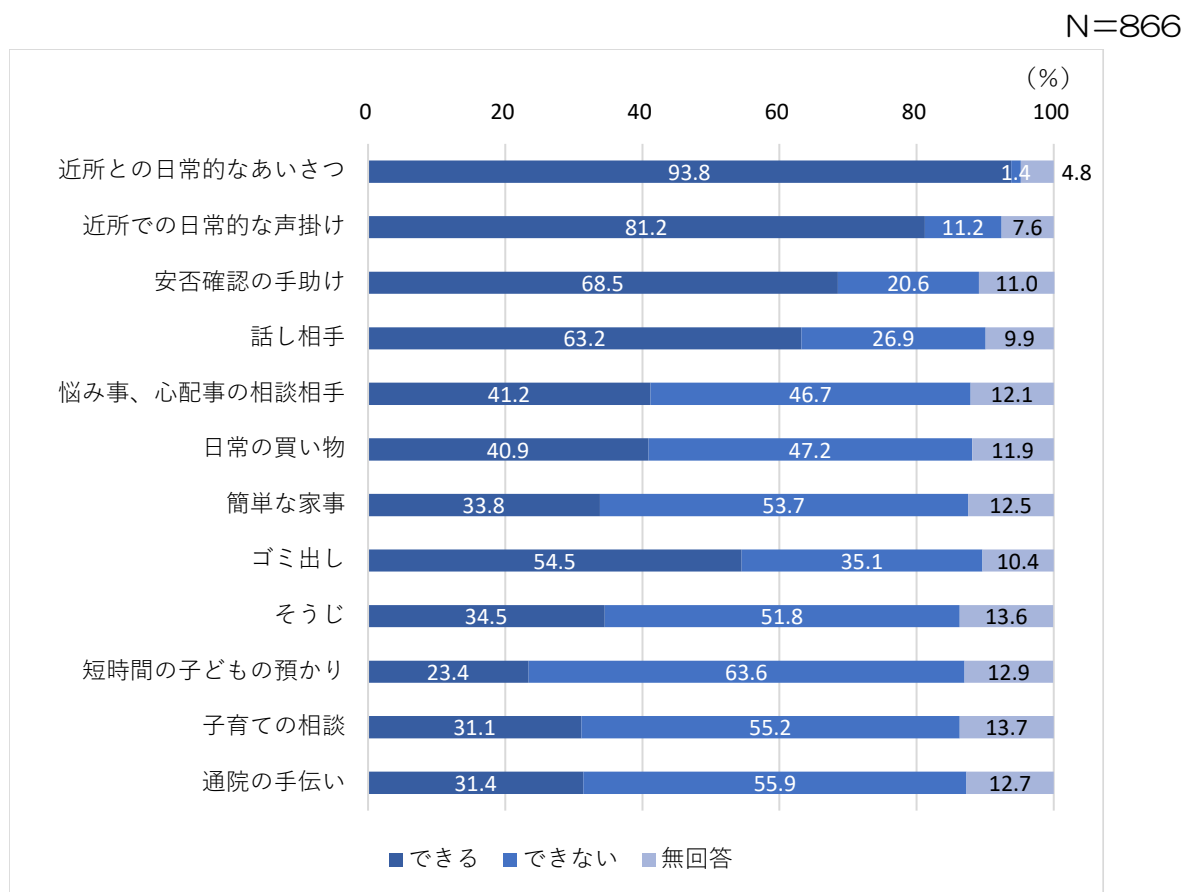


地域との関わりの必要性を感じる時は、「災害が発生したニュースを聞いたとき」が52.9%、「隣近所に手助けが必要な人を見かけたとき」が30.1%、「地域の行事に参加したとき」が23.4%、「高齢者の孤独死や虐待などを聞いたとき」が20.3%などとなっています。

(7) 隣近所の助け合い

問5 隣近所で困っている世帯があった場合、あなたができることは、例えばどのようなことだと思いますか。また、隣近所の人に手助けしてもらおうとしたらどんなことをしてほしいと思いますか。1～12の各項目について、(1)(2)それぞれお答えください。

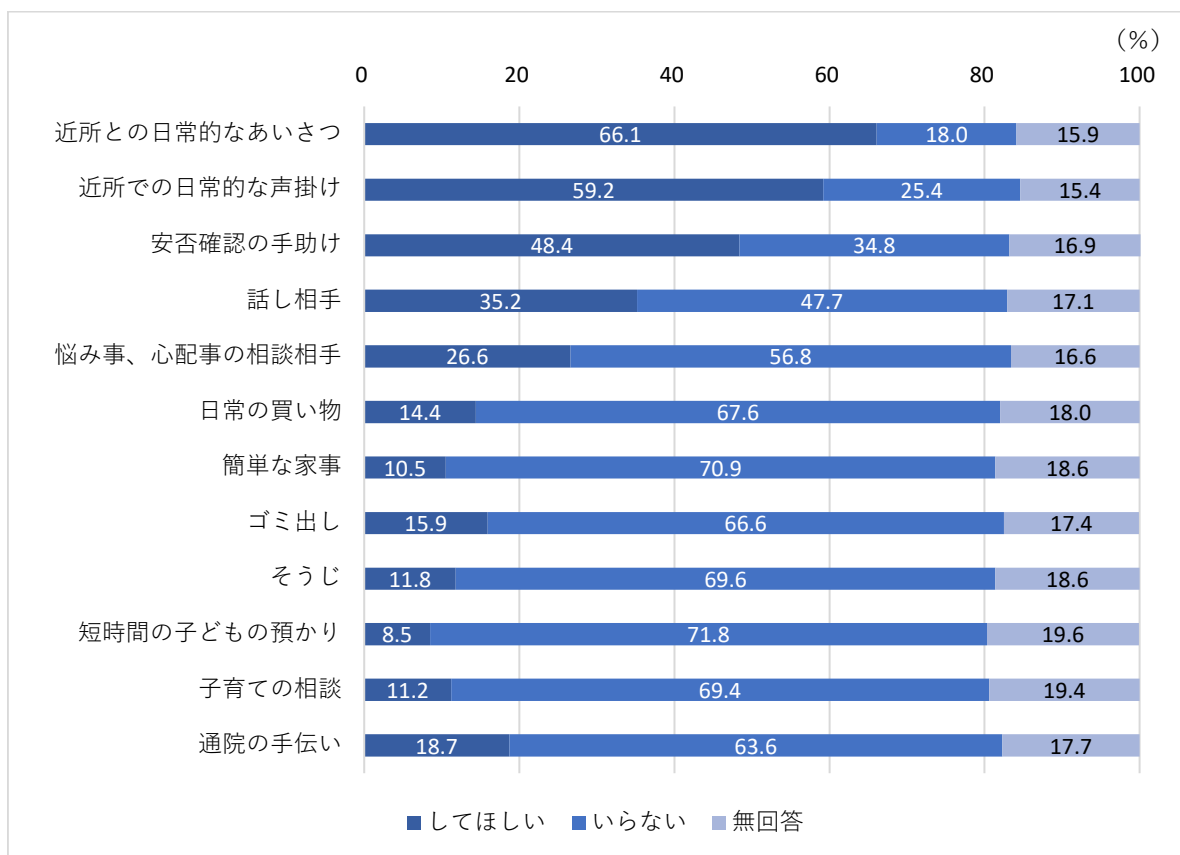
①手助けできること



隣近所で困っている方に手助けできることは、「近所との日常的なあいさつ」が93.8%、「近所での日常的な声掛け」が81.2%、「安否確認の手助け」が68.5%、「話し相手」が63.2%、「ゴミ出し」が54.5%、「悩み事、心配事の相談相手」が41.2%、「日常の買い物」が40.9%などとなっています。

②手助けしてほしいこと

N=866

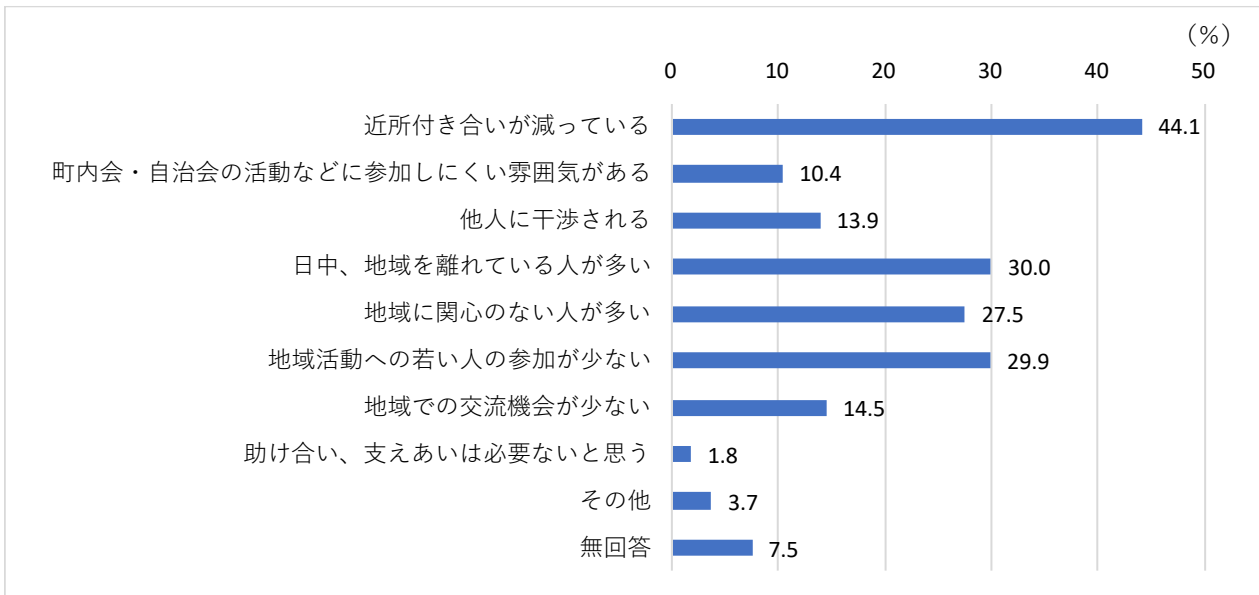


隣近所の人に手助けしてほしいことは、「近所との日常的なあいさつ」が 66.1%、「近所での日常的な声掛け」が 59.2%、「安否確認の手助け」が 48.4%、「話し相手」が 35.2%、「悩み事、心配事の相談相手」が 26.6%、「通院の手伝い」が 18.7%、「ゴミ出し」が 15.9%、「日常の買い物」が 14.4%などとなっています。

(8) 地域づくりの課題

問6 地域の人々がお互い力を合わせて、住みよい地域社会を実現していくうえで問題となることは何だとお考えですか。(主なものを2つに○)

N=866

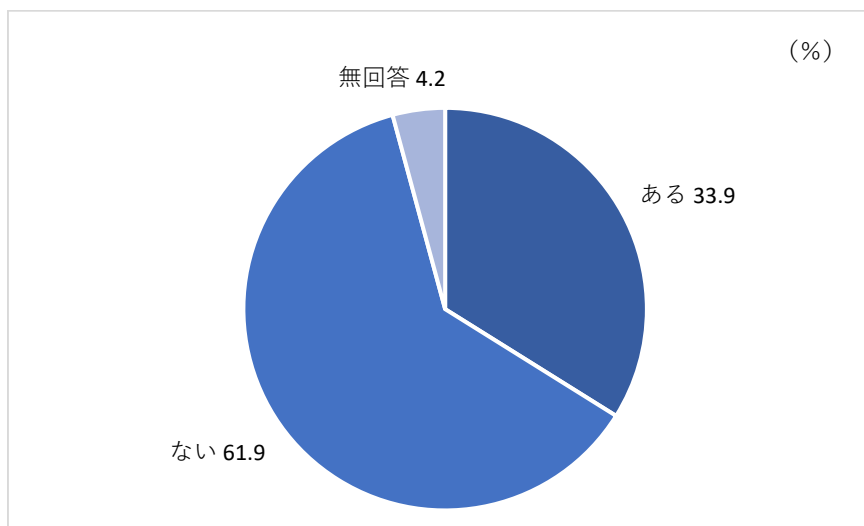


住みよい地域社会を実現していく上で問題となることは、「近所付き合いが減っている」が44.1%、「日中、地域を離れている人が多い」が30.0%、「地域活動への若い人の参加が少ない」が29.9%「地域に関心の無い人が多い」が27.5%などとなっています。

(9) ボランティア活動の経験

問7 ボランティア活動をしたことはありますか。

N=866

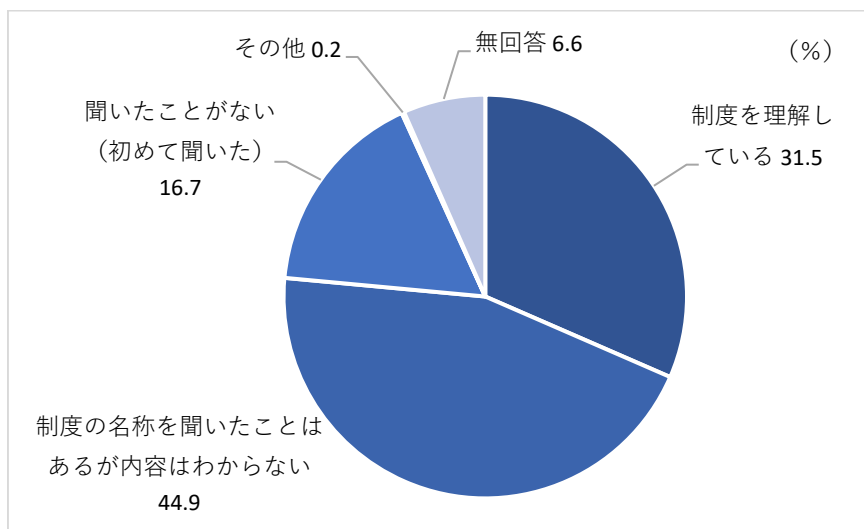


ボランティア活動をしたことが「ある」が33.9%、「ない」が61.9%となっています。

(10) 成年後見制度の認知度

問9 成年後見制度をご存知ですか。(1つに○)

N=866

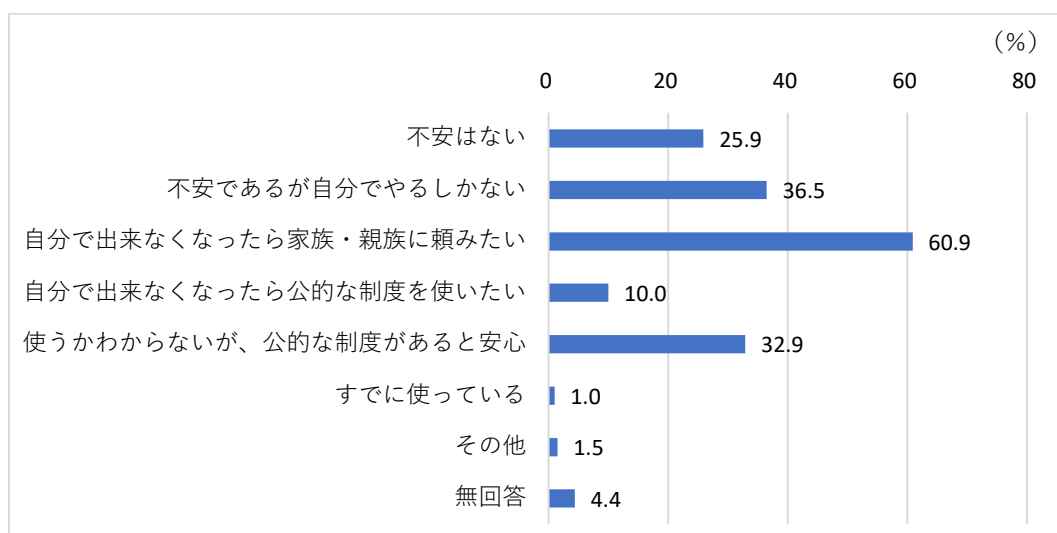


成年後見制度への認知度は、「制度の名称を聞いたことはあるが内容はわからない」が44.9%、「制度を理解している」が31.5%、「聞いたことがない(初めて聞いた)」が16.7%となっています。

(11) 老後のお金や資産管理への不安

問10 自分が高齢になった時に、お金や資産(自宅不動産など)の管理に不安がありますか。(主なものを2つに○)

N=866



高齢になった時のお金や資産の管理への不安は、「自分が出来なくなったら家族・親族に頼みたい」が60.9%、「不安であるが自分でやるしかない」が36.5%、「使うかわからないが、公的な制度があると安心」が32.9%となっています。また、「不安はない」が25.9%、「すでに使っている」が1.0%です。

4 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症は、令和元（2019）年12月に中華人民共和国において確認されました。国内においても、3月には感染事例が継続的に増加し、都市部を中心に発生したクラスターが続々と報告され感染者数が急増しました。これらの状況を受け、令和2（2020）3月14日に新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正法が施行され、4月7日東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡の7都府県に緊急事態宣言が発出され、4月16日には対象区域が全都道府県に拡大されました。

国民の生命を守るために「三つの密」（密閉・密集・密接）を避けることにより感染者数を抑え、医療提供体制や社会機能を維持することが重要とされ、その後、5月に入り感染の状況や医療提供体制、監視体制などが改善し、5月25日までに全国で緊急事態宣言が解除されました。令和3（2021）年1月7日にはふたたび緊急事態宣言が発出されました。今後は、感染拡大以前と同じ状況に戻ることはできず、引き続き人と人との接触を避け、密となる行動を自粛することが継続的に求められています。

小川町においては、これまで区長や地区役員の皆様に多大なるご協力をいただきながら、行政や社会福祉協議会として人と人との「つながり」や「支え合い」の事業を推進してまいりましたが、こうした状況において様々な事業が中止を余儀なくされ、自粛生活の長期化の影響などもあり、多くの高齢者や障害者等が自宅に閉じこもりがちで、体調不良・虚弱化・入院等が増加している状況も顕著となりました。

こうした状況の中、新型コロナウイルス感染防止のために推奨された「新しい生活様式」に基づき、長期間にわたって感染拡大を防ぐために、飛沫感染や接触感染対策、さらにはソーシャルディスタンスを保ちながらも、最も大切な「人が人を近くに感じる」ことができる小川町独自の新しい地域福祉の形に転換していきます。

新しい生活様式をみんなで実践しましょう【実践例】

社会的距離の確保

- 施設利用は定員の半分の人数で利用する
- 人との間隔はできるだけ2m空ける
- 会話は、可能な限り真正面を避ける

マスクの着用・手洗い

- マスク着用時は負担のかかる作業や運動は避ける
- まめに手洗い・手指消毒



移動に関する感染対策

- 流行地域からの移動、流行地域への移動は控える
- 地域の感染状況に注意する



買い物

- レジに並ぶときには、前後にスペース
- 一人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用



公共交通機関

- 混んでる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も
- 会話は控えめに



娯楽・スポーツ等

- お出かけはすいた時間、場所で
- ジョギングは少人数で
- のどが渇く前に水分補給



食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーを
- 屋外空間で気持ちよく
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 多人数での会食は控えて



働き方

- テレワークやローテーション勤務を広げよう
- 対面での打合せは換気とマスク
- 会議はオンライン



「埼玉県新型コロナウイルス感染症総合サイト」より（令和3年3月現在）

5 小川町の地域福祉等の課題

(1) 少子化・高齢化・核家族化など人口構造の変化への対応

小川町の少子化、高齢化は、第1次計画を策定した平成27(2015)年以降も急速に進んでおり、安心して住み続けられる地域づくり、高齢者への支援の充実したまちづくりが求められています。東小川地区やみどりが丘地区では、5年前に比べて高齢化率が10ポイント程度増加するなど、高齢化の進行は著しいものがあります。地区の特性に合った地域福祉を推進していく必要があります。

高齢者の増加は、認知症の高齢者数の増加にもつながる懸念があることから、地域包括ケアシステムの構築により、地域での支え合いを推進する必要があります。

(2) 地域活動の維持・拡充

第1次計画を策定後、コミュニティカルテの作成や地域福祉委員の任命など、地域福祉を推進する仕組みづくりを進めてきており、全行政区への展開が求められます。

区長、民生委員・児童委員、地域福祉委員の三者による地域福祉推進の基盤が形づくられつつあり、これを地域福祉の「人的インフラ」の中核と位置づけ、地域福祉活動を促進していく必要があります。このため、人材の確保、育成の取組をこれまで以上に推進していく必要があります。

地域コミュニティを維持するためには、地域コミュニティにおける「人的インフラ」の充実にも取り組んでいく必要があります。(「人的インフラ」については、54ページの解説参照)

(3) 成年後見制度の利用促進

認知症、知的障害その他の精神上的障害があることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことがもとめられていますが、これらの人たちを支える重要な手段である成年後見制度は十分に利用されていないことから、平成28(2016)年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)が施行されました。

本町においても令和2(2020)年1月1日時点の高齢化率が37.7%となり、後期高齢者の割合も17.7%となっており、認知症高齢者への支援は喫緊の課題となっています。

このため、成年後見制度の利用促進のための基本的な計画を策定し、普及を図る必要があります。

(4) 「新しい生活様式」への対応

新型コロナウイルス感染症による「新しい生活様式」は、すべての町民生活に影響を及ぼしていますが、中でもヘルパーなど福祉サービスを利用する高齢者や障害者、サービスを提供する担い手への影響も甚大です。また、地域コミュニティにおける活動にもイベントの中止などの影響が出ています。

新型コロナウイルス感染症や発生が懸念される新たな感染症への対策を進め、地域活動や地域福祉活動のより一層の推進が求められます。

具体的には、すべての施策に内部化した取組としていく必要があります。

